役員等報酬に関する規程

社会福祉法人　福ふく

役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人福ふく（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

（常勤役員等の報酬）

第２条　常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。

（非常勤役員等の報酬）

第３条　非常勤役員等については、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて報酬等を支給することができる。

（理事長、非常勤役員の報酬）

第４条　理事長、非常勤役員については、各々、月額報酬 500,000 円の上限範囲内で支給することができ、その額については理事会において決定する。月額報酬として支給した場合は、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。また、月額報酬として支給しない場合は、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて支給することができる。

（報酬等の額の算定方法）

第５条　報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

１　理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合については、別表 1 により報酬及び旅費を支払うことができる。

２　法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び旅費を支払うことができる。

３　法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

ア．　旅費は、実費を支給する。

イ．　業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

ウ．　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

エ．　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（決算賞与）

第６条　理事に対して、常勤非常勤を問わず、計算書類における経常増減差額が、黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で、経常増減差額の 5%を上限額とし、評議員会により定められた理事報酬の総額の範囲内で、決算賞与として支給することができる。その額については理事会において決定する。

（報酬等の上限額）

第７条　当法人の理事、監事及び評議員に対する、各年度における報酬等の上限総額は次のとおりとする。

全理事　　150 万円以内

全監事　　150 万円以内

全評議員　150 万円以内

（報酬等の支給方法）

第８条　理事長、副理事長、常務理事に対する報酬等の支給については、毎月末日までとする。但し、当日土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

２　非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接その全額を支払う。

３　決算賞与の支給時期は、毎年 7 月とする。

４　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

５　報酬等は、通貨により本人に（死亡により退任した者にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

（端数の処理）

第９条　この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

（公表）

第１０条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第１１条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改正）

第１２条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、令和８年５月２６日より適用する。

別表１

名　　称	金　　額
理事会出席報酬	３，０００円
評議員会出席報酬	３，０００円
評議員・選任解任委員会出席報酬	３，０００円

※旅費は実費額を支給する。

別表２　※但し、経営状況等を勘案して理事会の承認を得て理事長が定める。

名　　称	業務時間	金　　額
理事 業務報酬	４時間未満	１０，０００円 以内
	４時間以上 ８時間未満	１５，０００円 以内
	８時間以上	２０，０００円 以内
評議員 業務報酬	４時間未満	１０，０００円 以内
	４時間以上 ８時間未満	１５，０００円 以内
	８時間以上	２０，０００円 以内
監事監査 指導報酬等	４時間未満	１０，０００円 以内
	４時間以上 ８時間未満	１５，０００円 以内
	８時間以上	２０，０００円 以内

※旅費は実費額を支給する。

別表３

旅　　費	宿泊費（上限）	報酬（１日）	その他
実　　費	実　　費	な　　し	実　　費